

① 武器與器ヲ携帶スルヲ禁

② 異對ノ態度ヲ爲スルヲ禁

③ 喧嘩ヲ爲スルヲ禁

ニ就テ參照スルニ當リテハ、諸國共ニ同シク、

A 各國聯合委員會聯合員以外ノ者、一會員黨章編印普及ハ聯合

ホ、次條ノ旨ハ本條前ニ參照スルコトニ依リテ、應行遵守スルコトナ

ロ、イ

ニ、聯合會ニ當リテハ、黨中糾紛ヲ解スル者、ハ、共同ニ對スルコト

ハ、神室ノ遺跡ハ、之ヲ變更スルコトヲ禁ズルコトナリ

ロ、聯合會入口ハ、諸國共ニ同シク、

イ

ニ、大正十三年四月、

財團法人協國會大阪支所

ヘ、行列ノ途中及集合所解散地ニ於テハ一切ノ印刷物ヲ領布
スルヲ得サルコト

三、部隊編成及行列

イ、行列隊伍ハ四列縱隊トシ十五伍（六十名）以下ヲ以テ一

組トシ行進中ハ各組間三間以上ノ距離ヲ保持スルコト

ロ、相當數ノ組ヲ以テ全隊ヲ數部隊ニ區別シ各部隊間ニ三十

間以上ノ距離ヲ保持スルコト

但シ部隊數ハ豫メ當廳ノ承認ヲ受クルコト

ハ、隊伍ハ集合所ニ於テ編成シ解散ニ至ル迄亂サ、ルコト

ニ、行列途中ハ濫リニ駈足又ハ停止セサルコト

ホ、何人ト雖モ途中ニ於テ行列ニ參加スルコトヲ許サザルコト

ト

ヘ、本運動中其目的以外ノ行動ニ出デントスル虞アル者ニ對
シテハ之レガ參加ヲ禁シ若クハ除外ヲ命スル場合アルコト